

◆7 番（内田昇委員） 3 点、質問させていただきます。

障がい者の相談支援所に係る消費税の取扱いということで5年分の消費税を、延滞税等を含めて支払ったという件について、財務管理上に5年間、法律が変わったわけではないのしょうから、5年間も未払いだったということが尋常ではないと思うのですが、その理由についてご説明をお願いします。

○中島正和委員長 野本障がい者福祉課長。

◎野本弘美障がい者福祉課長 今回の消費税の課税の誤認につきましてなのですが、そもそも障害者総合支援法に基づいて、相談支援事業という事業を始めたのが平成18年10月から、自立支援法の改正によってこの事業が市町村の必須事業になり委託を始めました。そのときに委託料の中に消費税を含まず委託を始めました。そのときの経緯というのが、まず国からこれまでは非課税でやっていたが、改めて課税になりますという周知がされなかったために、そのまま非課税のまま今まで来ていたということが原因です。

今回、令和5年10月に、国から改めて相談支援事業に係る委託料に関しては、消費税は課税になりますという明確に通知が来まして、そのため委託を受けている事業所側は消費税の申告をする責任がありますので、行田税務署等と相談をさせていただいて、申告可能な過去5年分、それから現年分、併せて消費税の納付をしていただくということになりましたので、市としては委託料にかかる消費税を追加でお支払いするため、今回補正予算で計上させていただいたという経緯がございます。

○中島正和委員長 内田委員。

◆7 番（内田昇委員） 説明はもっともなのですが、始めたときに払わなくていい、状態が後から分かって、遡って5年間とプラス延滞税も取られるということが、納得できないのです。最初から支払いをする義務があるのであれば、これはこちらのミスとして分かるのですが、その辺の説明というのは、事業者は分からなかったのでしょうかね。初めから。

○中島正和委員長 野本障がい者福祉課長。

◎野本弘美障がい者福祉課長 納付の義務というのは消費税も含めまして、これは事業者側が当然するというところなんです。納付義務者は事業所です。その

辺も事業所側がきちんと財政管理、財務管理をして、この委託料に関しては消費税が課税になるだろうというところで、事業所側が申告をして納付するというのが当然の流れだとは理解しています。

ただ、そうすると平成 18 年 10 月に委託が開始されたときに、国からの周知としては課税になりますという通知がなかったというところで、市としても非課税であると事業所側には恐らく説明をして、契約書上にも消費税は非課税であるというような形で明記されている部分が今現在もありますので、事業所とすると市がそのような形でつくって説明を受けているので、ここの部分に関しては非課税であろうというところで進んできたのかなと感じています。

延滞税の関係に関しては、それ以外の事業所側の収入として消費税を納めなければならない収入に関しての申告は、事業所はそれぞれなされておりますので、今回、市が追加で払う分に関して、また、修正申告をしていただくのですけれども、あくまでも申告が必要になった原因として、市の部分が増えたからという理由になりますので、その金額の分に見合う延滞税に関しても、市で負担したいと考えています。

○中島正和委員長 内田委員。

◆7 番（内田昇委員） 結果的には市のミスということだと思うのですが、総額で 853 万 9,000 円というのはかなりの数字なのです。最初から支払っていただければ 5 年間で毎年ということになるわけですが、今後、気をつけていただきたいと思います。

○中島正和委員長 野本障がい者福祉課長。

◎野本弘美障がい者福祉課長 ミスというところが全国的に起きていることです。加須市だけではなくて、これは日本全国いろいろな市町村で起きています。ということは国の周知が足りていなかった部分というのが大きいと感じるところであります。

○中島正和委員長 内田委員。

◆7 番（内田昇委員） その辺が非常に納得できないというか、国の周知であれば払わないような措置を認めてもらうとか、普通、一般企業であれば相当主張するわけです。そういう周知がなかったということで、線引きがね。それを、これだけの金額を全国的に出したわけなので納得できない。ここで言うてもしょうがないですけれども、分かりました。

○中島正和委員長 野本障がい者福祉課長。

◎野本弘美障がい者福祉課長 その辺も事務的なサイドからすると同じような思いはあります。国にも直接確認をさせていただいて、課税になった、なるのかならないのかの経緯も含めたご説明をいただきたいというところでの話はさしあげて、いろいろな市町村からも国へ同じような問合せをしていると思うのですが、明確にきちんとそういった回答がやはりされていないというところと、国から通知が出たところで、国はもうその通知のとおりですというところで終わっておりますので、後はもう税務署とやり取りしてくださいというような、そういったような言葉もいただいておりますので、今回は法にのっとった処理をさせていただく判断をさせていただきました。

○中島正和委員長 内田委員。

◆7番（内田昇委員） 分かりました。ご苦労さまです。

それでは、次に移ります。

不登校の児童生徒が学びを継続するための校内環境整備のところ、これは増額が出ているのですが、増額したことに関してではなくて、これは途中から増えたということですか。

○中島正和委員長 内田委員、もう少しかみ砕いていただいて質問をお願いします。

◆7番（内田昇委員） はい。不登校の児童生徒が学びを継続するための校内の環境整備について、補正の額というのがいろいろなものを購入するというものであるのですが、増減というところに不登校の生徒が12人とか54人とかという、まあ増えているわけですね。そういうためにこういう器材を増やしたという、そういうわけではないのですか。

○中島正和委員長 清水学校教育課長。

◎清水博文学校教育課長 スペシャルサポートルームにつきましてですが、これは全国的に不登校が増えているということで、文部科学省が緊急対応ということで予算を出してきて、いわゆる国として補正を出してきたということなので、今回、私たちとしても急にここで不登校が増えているということではなくて、もう毎年毎年増え続けているのですが、私たちとしては先ほど大内委員からいただいた、ピアで不登校対策をしてまいりましたが、国が今回学校においても不登校対策の予算がついたということで、今回このタイミングでの補正を上げるという形になっております。

○中島正和委員長 内田委員。

◆7番（内田昇委員） 分かりました。

続きまして、東京ドームでやる女子野球の件でございますが、主催が硬式野球と加須市ということになっていて、主催である加須市が100万円の補助で済むのかどうか、その辺の全体の費用と加須市の割合というか、ここでは400万円の中の100万円を加須市が出して、主催という位置にしながら100万円で済むのかどうかお尋ねします。

○中島正和委員長 齋藤スポーツ振興課長。

◎齋藤一実スポーツ振興課長 今回が3回目の東京ドームの決勝戦になるわけですが、3年前、始まった当初の状況は、全国高等学校女子硬式野球連盟の上部団体がそれをつかさどっている、全体をつかさどっているのが全日本女子野球連盟になります。女子野球連盟の傘下にいるのが全国高等学校女子高野連と呼ばれるところなのですが、全体をコントロールしている全日本女子野球連盟が女子野球の普及、振興をさらに図ろうということでの東京ドーム開催、夏の大会では甲子園、丹波市でやっているものが甲子園大会、決勝戦が行われるのが先で実施されましたけれども、それと同等の大会でございますということで、東京ドームの開催を企画したのが全日本女子野球連盟ということの経緯から、全体的には全日本女子野球連盟が運営はしますという中で、加須市としては決勝戦に当たっての運営経費の一部を負担しましょうということが経緯となっておりますので、このような経費の配分になっておりますけれども、このような形での話合いの中で了解はいただいているところでございます。

以上です。

○中島正和委員長 内田委員。

◆7番（内田昇委員） 主催ということになると、ほかの市はもちろん参加はするのでしょうか、加須市があくまでも主催で、そういう認識でよろしいわけですね。

○中島正和委員長 齋藤スポーツ振興課長。

◎齋藤一実スポーツ振興課長 この選抜大会については、あくまでも加須市が主催ということでございます。

○中島正和委員長 内田委員。

◆7番（内田昇委員） 分かりました。

以上です。